

京都市告示第 592 号

平成 20 年 10 月 28 日付けで認可した小塩自治会，平成 16 年 9 月 7 日付けで認可した沢尻町内会について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 29 年 2 月 20 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 小塩自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
長谷川 彰男	岡本 幸夫

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区大原野小塩町 4 3 7 番地	京都市西京区大原野小塩町 1 7 1 番地

2 沢尻町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
東 清孝	佐伯 洋次

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市右京区京北上弓削町迫尻 8 番地の 1	京都市右京区京北上弓削町東中筋 1 7 番地

(文化市民局地域自治推進室)